

庁舎規模の検討

庁舎規模の検討

庁舎規模に関して、総務省基準や他市事例を参照し、以下の方法で検討します。なお、庁舎規模を検討する上で使用する職員数は、現状の人数（631人：正規及び非正規職員）としますが、今後の検討では将来、本庁舎に入る職員数について定義が必要となります。

- ① 地方債同意等基準より算定
- ② 総務省類似団体同一グループ内の近隣自治体事例を参照し、本市に置き換えて算定
- ③ 市域面積規模及び人口規模が類似する自治体事例を参照し、本市に置き換えて算定

① 地方債同意等基準より算定

多くの自治体で庁舎整備の際に参考にされている総務省の「平成 22 年度地方債同意等基準」（以下「総務省基準」）を参照して基準となる庁舎規模を算定します。

表 総務省基準による庁舎機能規模の算定

区分	職員数 (人)	換算率	換算職員数 (人)	基準面積 (㎡)	標準面積※ ¹ (㎡)
(イ) 事務室					
特別職・三役	3	20.0	60	4.5	270
部長・次長級	27	9.0	243	4.5	1,094
課長級	42	5.0	210	4.5	945
課長補佐・係長級	82	2.0	164	4.5	738
一般職員	477	1.0	477	4.5	2,147
小計(職員数)	631		1,154		5,194
(ロ) 倉庫	(イ) の面積の 13% に相当する面積				675
(ハ) 会議室等	7.0 ㎡ に常勤職員数の現在数を乗じて得た面積				4,417
(ニ) 玄関等	(イ) + (ロ) + (ハ) の合計面積の 40% に相当する面積				4,114
(ホ) 車庫等※ ²	本庁において直接使用する自動車台数 × 50.0 ㎡			22 台	1,100
(ヘ) 議事堂	議員定数に 35.0 ㎡ を乗じた面積			22 人	770
合計					16,270

※¹ 小数点第一位を四捨五入しています。

※² 車庫は現状同等、地下に確保することを想定しています。

ただし、上記算定式には災害対策本部室等の防災拠点機能が含まれていないため、災害対策本部室等の面積を 365 m²程度と仮定し、算定した数値に加算します。なお、防災拠点機能として必要な面積は、台風 15 号対応時の状況や他市事例を参考に今後整理していきます。

$$(総務省基準+防災拠点機能) = 16,270 \text{ m}^2 + 365 \text{ m}^2 = 16,635 \text{ m}^2$$

② 総務省類似団体同一グループ内の近隣自治体事例を参照し、本市に置き換えて算定

近年、庁舎整備を実施した事例を参照し、必要規模を算定します。参照する自治体は、千葉県、東京都、埼玉県、茨城県の中から総務省類似団体の同一グループに属している自治体のうち、近年、庁舎の再整備を実施した自治体を選出します。なお、本市は第二次産業・第三次産業の就業人口の合計が 90%以上で第三次産業の就業人口が 65%未満の人口 5 万人以上 10 万人未満の類型である「一般市Ⅱ-2」に区分されています。

表 類似団体の庁舎整備

	竣工 (年)	市域面積 (k m ²)	人口 (人)	人口密度 (人/k m ²)	延べ面積 (m ²)	職員数※ (人)	職員当たり の規模 (m ² /人)
茨城県 石岡市	2018	215.53	78,402	363.76	9,913.61	332	29.86
埼玉県 桶川市	2018	25.35	77,000	3,037.48	9,543.18	366	26.07
千葉県 白井市	2018	35.48	62,512	1,761.89	10,467.84	293	35.73
東京都 清瀬市	2021	10.23	75,000	7,331.38	10,401.51	382	27.23
平均値		71.65	73,229	3,123.63	10,081.54	343.25	29.72

(参考)君津市	318.81	83,885	263.12	-	631	-
---------	--------	--------	--------	---	-----	---

※職員数は各自治体が庁舎整備基本計画を策定した際の庁舎規模設定資料より記入しています。各自治体の職員数は臨時職員も含んだ人数になります。

$$(類似団体事例平均 \times 君津市職員数) = 29.72 \text{ m}^2/\text{人} \times 631 \text{ 人} \doteq 18,750 \text{ m}^2$$

③ 市域面積規模及び人口規模が類似する自治体事例を参照し、本市に置き換えて算定

広大な市域を有している本市の特徴を考慮し、市域面積及び人口規模が類似する自治体のうち、近年、庁舎の再整備を実施した自治体との比較検討を行います。

表 市域面積及び人口規模の類似する自治体における庁舎整備

	竣工 (年)	市域面積 (k m ²)	人口 (人)	人口密度 (人/k m ²)	延べ面積 (m ²)	職員数※ (人)	職員当たり の規模 (m ² /人)
長野県 安曇野市	2015	331.78	100,427	302.69	16,325.43	604	27.03
福島県 須賀川市	2017	279.43	77,576	277.62	17,019.73	470	36.21
平均値		305.61	89,002	290.16	16,672.58	537	31.62

(参考)君津市		318.81	83,885	263.12	-	631	-
---------	--	--------	--------	--------	---	-----	---

※職員数は各自治体が庁舎整備基本計画を策定した際の庁舎規模設定資料より記入しています。各自治体の職員数は臨時職員も含んだ人数になります。

$(\text{同規模自治体平均} \times \text{君津市職員数}) = 31.62 \text{ m}^2/\text{人} \times 631 \text{ 人} \approx 19,950 \text{ m}^2$

②と③の算定結果を比較すると、③の同規模自治体の職員数が総じて多くなることから市域面積が大きくなると本庁舎に入る職員数が多くなる傾向がわかりましたが、職員当たりの庁舎規模はともに約 30 m²/人程度となりました。

以上より、再整備後の庁舎に入る職員数を現状同等と想定した場合、再整備により確保する庁舎規模の参考値を 16,700～20,000 m²と設定します。ただし、公共施設等総合管理計画にもある通り、推計人口を踏まえ経済的合理性を考慮し、規模の適正化を図る必要があります。再整備後の庁舎規模は今後も継続して精査する必要があると考えます。